

子ども・子育て支援新制度に係る基準に関するパブリックコメントの結果について

地域型保育事業の設置及び運営の基準（案）

No.	該当項目	意見の要旨	市の考え方
1	職員数	1日の1/3の時間を過ごす保育園なので保育士にみてもらいたい。(もし何かあったら子どもにも親にも仕事をしている人にも大きなダメージがある。)	職員配置数は国が定める最低基準を下回らないようにすることが適切と考えております。
2	職員数	小規模保育や家庭的保育を行う場合は、より多くの保育士の配置を。	職員配置数は国が定める最低基準を下回らないようにすることが適切と考えております。
3	保育従事者	運営の基準の「保育従事者」は小規模保育事業・C型(家庭的保育型)・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業は、「保育士ではなく必要な研修をして市長が認める者、としている国基準に準じる」とあるが、小規模になるほど「保育士」の資格を持った方が必要。それにより安全・安心の保育ができる。一般的に「保育士が不足している」と言われているが、保育職に就いていない保育士は多数いると思う。有資格者の活躍の機会も増え、子どもの成長にとっても大事なこと。昭島市としては有資格者を基準として頂きたい。	現状では国基準どおりを考えております。

No.	該当項目	意見の要旨	市の考え方
4	給食 職員数 野外遊戯場（園庭）	<p>地域型小規模保育事業について。安心して預けられる認可保育園を希望する気持ちは元保育士として良く分かる。</p> <p>小規模保育になるほど保育士の責任は重くなる。突然死・アレルギー・誤飲・ケガ等々、経験ある保育士でも長時間1人又は2人で保育することは負担が大きい。</p> <p>また、保育士の代わりがないことも不安。</p> <p>子ども自身もある程度開放された人間関係や生活空間があった方が良く思う。分園止まりの事業として考えてほしい。</p> <p>子どもは元気が良ければ一日一度は外に出してやりたい。</p>	<p>新たな基準にはアレルギーやアトピーに対する国基準があり、栄養士等による必要な配慮を行うこととされています。</p> <p>保育士の配置についても国基準どおりとしています。</p> <p>子ども達が外で元気に遊ぶことが一番と考えておりますが、野外遊戯場を設ける事が困難な施設もあると考えられます。基準案のとおり付近の代替地にて対応していただきたいと考えております。</p>
5	耐火基準	<p>小規模保育及び家庭的保育については保育室等の設置階は原則1階とするは是非実行されたい。</p>	<p>昭島市の独自基準として定めていきたいと思えます。</p>

支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準（案）

No.	該当項目	意見の要旨	市の考え方
1	対象児童	認定基準は、現行制度を残してほしい。下の基準にしない方が仕事の幅が広がります。	国基準の範囲内で就労の下限を64時間と定めます。
2	対象児童	<p>保育短時間は「国基準では、下限48時間～64時間の間で、市町村が定める時間」とある。「市基準案は月64時間とする。ただし経過措置を設ける」とある。</p> <p>市の現行基準は常時週3日、1日4時間以上（1月48時間以上）であり、新基準案は働く条件が多様化しているなか新基準案は機会を増やす事と相い反するのではないか。</p> <p>市の現行に合った国基準に合わせて「下限1月48時間～64時間の間にして頂きたい。</p>	国基準内である、月64時間としました。就労として認められる下限時間は1日4時間は必要と考えます。週16時間以下の就労については幼稚園の預かり保育等1号認定者として、その就労にあった選択が可能な制度となっております。
3	認定区分	<p>認定基準は現行制度を変更する必要はない。</p> <p>リフレッシュとして誰でも入所できる、システムサービスの実現も必要ではないかと思う。</p>	認定基準は、国基準どおり設定いたしました。現状、リフレッシュという認定項目はありません。現行制度では一時預かり事業で対応しております。

昭島市放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の設置及び運営に関する基準（案）

No.	該当項目	意見の要旨	市の考え方
1	従事する者	<p>有資格者が1人いれば、あとは無資格者でよいと国の基準にはありますが現在昭島市では全職員が有資格者となっています。</p> <p>それはそのまま生かされるのかどうかどのようにお考えか伺いたいと思います。</p>	<p>新制度における基準は、公設以外の民設学童も含めた最低基準です。保育士等の不足から一定の研修等を修了した新たな子育て支援員を考えてまいります。</p>
2	従事する者	<p>昭島市の現状では学童クラブの待機児童は多数いると思われま。市として施設を確保し待機児解消に当たってほしい。指導員の資格は、現在市基準は有資格者だが、新案では国基準の「有資格者以外も認める」としてあります。</p> <p>国基準は国全体の現状をふまえた基準だと思いますので、昭島市では現在の基準を下げる必要はなく有資格者による指導を続けて頂きたい。</p>	<p>本市の平成26年8月1日現在の待機児童は7名です。待機児童の多い学区には、第二学童を設置し待機児童解消に努めています。</p> <p>新制度における基準は、公設以外の民設学童も含めた最低基準です。保育士等の不足から一定の研修等を修了した新たな子育て支援員を考えてまいります。</p>
3	従事する者	<p>学童クラブについて、有資格者のより多くの配置をお願いします</p>	<p>国基準どおり配置してまいります。</p>
4	人的環境	<p>正規職員が1名しかいません。確か20名に1名の正規の職員を配置することになっていたかと思いますが、現在30名に対して1名ですので、負担も大きいですし事故もおこりやすくなっていると考えます。</p>	<p>国基準どおり配置してまいります。新制度では、集団の規模が概ね40人に対し、職員を2名以上の配置となっており、その内1名が有資格者となっております。</p>
5	集団の規模（支援の単位）	<p>現在、60人→70人受入れとなっておりますが、同じ施設を間仕切り等をして2施設にしたとしたら、40人ずつの合計80人まで受け入れ可能となることが予想されます。今でさえクールダウン室（専用の静養スペース）も設置されていないのに、物理的に可能なかどうか心配。</p>	<p>現在、最大70人を一つの集団として支援していますが、今後は、概ね40人でのグループ分けをすることにより、配慮が行き届きやすくなると考えています。施設定員については、1人当たりの面積1.65㎡を守る中で設定します。</p>

その他ご意見

No.	意見の要旨	市の考え方
1	<p>どの子にも同じ保育が保障されるか疑問です。 待機児童解消は本来の認可保育所の増設で解決することを願いたい。</p>	<p>保育園についてはすべて認可保育園であり、国の保育指針に基づき保育を実施しております。 今後も良質な保育ができるように、各園と協力していきたいと考えております。</p>
2	<p>保育の質の低下が心配される。</p>	<p>新制度へ移行しますが、質の低下が無いように国基準を遵守したいと考えております。</p>
3	<p>小規模保育事業の設置及び運営の基準（案）では、子どもの命・安全が危ぶまれる。 もっと細かい所まで具体的な配慮が必要と思われる</p>	<p>運営基準は国の基準どおりとし、安全性が保たれていると考えておりますが、市独自基準に耐震、防犯対策等、安心安全について各園にて規定を定める事としております。</p>
4	<p>親が安心して預けられる保育園を望みます。</p>	<p>園児や保護者の皆様に安心していただける保育園となるよう、各園とも協力していきたいと考えております。</p>
5	<p>将来を担うのは子ども達なので大切にしてほしい。（お金ありきでは）</p>	<p>公費の使い方については、公平公正かつ効率的、効果的になるよう留意していきたいと考えております。</p>
6	<p>保育園や学童で事故があった場合は市への報告を義務づけてほしい。</p>	<p>国基準のとおり、保育園・学童クラブとも条例に報告の義務を課しております。</p>
7	<p>「新制度により新たに市町村の認可事業として位置づけられ、様々な場所で多様保育の提供を目指し待機児童解消対策とした」と言う事ですが、待機児童解消は本来認可保育所の増設により対応されるものだと思います。 市としては「認可保育所の増設を基本にして」頂きたい。</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画の策定の中で検討していきたいと考えております。</p>
8	<p>認可保育園（小規模ではない）で待機児童をなくしていくことを考えて下さい。</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画の策定の中で検討していきたいと考えております。</p>

No.	意見の要旨	市の考え方
9	市立保育園をなくさないでください。	私立保育園・市立保育園とも同じ認可保育園であり、同じ質で運営されているものと考えております。
10	子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、今日の各種の環境変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと、そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。	新たな子ども・子育て支援法の趣旨及び認定こども園法に沿って施策を進めてまいります。
11	乳幼児における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障する事が必要。	新たな子ども・子育て支援法の趣旨及び認定こども園法に沿って施策を進めてまいります。
12	<p>社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。</p> <p>国は具体的にこんな取り組みを約束しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 幼稚園と保育園のいい所をひとつにした「認定こども園」普及を図ります。</li> <li>2 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。</li> <li>3 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。</li> <li>4 子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援します。</li> </ol> <p>簡単に背景と理念を例示しましたが併せて国、自治体、事業者、保護者の責任と役割をも明記すべきと思います。</p>	新たな子ども・子育て支援法の趣旨及び認定こども園法に沿って施策を進めてまいります。

No.	意見の要旨	市の考え方
13	<p>平成 27 年 4 月より実施される「子ども・子育て支援新制度」に反対です。</p> <p>特に地域型保育事業の認定基準をみますと公立保育園、認可保育園に定められている基準が緩和され「子どもが等しく保育を受けられる原則に反します」保育士の面でもその他の環境の面でも保育の質が問われてくると思います。待機児童の解消等、特に 2 歳未満の乳幼児の保育が必要となっていると思われませんが、女性が安心して働き続けられるためにも多様なニーズに答えられる公立保育園（市）や認可保育園を市として進めて下さい。私は昭和 40 年代東都政から美濃部革新都政の中で保育行政が東京都から代わっていくのを認可保育園の保母として経験してきました。</p>	<p>新たな子ども・子育て支援法の趣旨及び認定こども園法に沿って施策を進めてまいります。</p>
14	<p>学童クラブ。3 年生まででも入会希望児童が多く待機者がいるのに 6 年生まで受け入れるのか。</p>	<p>施設面から現行どおり 3 年生までの受け入れとし、4 年生以上は放課後子ども教室等の活用を促してまいります。</p>
15	<p>学童クラブもそうだが、児童館の増設はあるのか。</p>	<p>児童館は、市内 4 館構想がありますが、財政的な面から現状は困難となっています。</p>
16	<p>他の学童クラブと比べて、子どもたちに必要な物が足りなさ過ぎます。それでも学童の先生が工夫をこらして手作りの物を作って下さっているので何とか成り立っているかと思うのですが。</p>	<p>施設的な面は、学童によって異なりますが、物的環境は均一となるよう心がけています。</p>
17	<p>第 2 中神学童クラブの先生は誰よりも子ども達のことを考えてくれています。娘が入学する前には自分に自信のない子でしたが、学童のおかげで自己肯定感が高まってきました。1 年生の時はいじめにあい、いつも 1 人で遊んでいた娘も学童だけは楽しいと母親として救われる思いでした。これからの社会を担っていくのは間違いなく我が子達です。もっと学童の子ども達のことを考えてあげて下さい。担当の方々が実際に出向かれて子ども達と話して下さい、何が重要か大切か分るはずです。</p>	<p>新制度では、現在、従事している職員も含め東京都が行う一定の研修を受講することが義務付けられています。市においても職員の人材育成については、努力してまいります。</p>
18	<p>学童クラブについて、拝島第四小学校と拝島第一小学校が合併しますが、夕方の帰りの安全性が気になります。</p>	<p>新学童クラブは、拝島第一小学校内に建設予定です。夕方の帰りは、同じ方面の児童と一緒に帰宅するなど配慮してまいります。</p>